

周南市新南陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

周南市新南陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市新南陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例

周南市新南陽総合福祉センター条例（平成15年周南市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「通所介護、第1号通所事業並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成26年改正前法」という。）に規定する介護予防通所介護」を「通所介護及び第1号通所事業」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第11条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市新南陽総合福祉センター条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(事業) 第3条 総合福祉センターは、次の事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する<u>通所介護、第1号通所事業並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成26年改正前法」という。）に規定する介護予防通所介護</u>を行うこと。 <u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業を行うこと。</u> <u>(7) (略)</u> (利用料金) 第11条 第3条第5号に規定する事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略)	(事業) 第3条 総合福祉センターは、次の事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する<u>通所介護及び第1号通所事業</u>を行うこと。 <u>(6) (略)</u> (利用料金) 第11条 第3条第5号に規定する事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略)

現 行	改 正 案
<u>(2) 介護予防通所介護 平成26年改正前法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</u>	
<u>(3)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
2 (略)	2 (略)